情報法学　レポート

従来100万円が限度とされた名誉毀損の損害賠償金が、近年400万円・500万円が一つの基準となり、高額化する傾向がある。

以下にインターネットでの名誉毀損における損害賠償の事例とその相場を記述する。

(1) 平成24(ネ)771　損害賠償請求控訴事件

ブログに商店を誹謗中傷する虚偽の記事を書いたことが当該商店の社会的評価を低下させたとして、慰謝料が認められた。

損害賠償額は100万円となった。

(2) 平成24(ワ)11119　信用毀損行為差止等請求事件

被告（行政書士）がブログ等に原告（弁護士）を害する記事を書いたことが原告の営業上の信用を害する虚偽の事実を記載したとされ、記事の削除及び慰謝料の支払いが命じられた。

損害賠償額は50万円となった。

(3) 平成23(ワ)4576　損害賠償請求事件

美容外科・形成外科を開業する医師が、同業者の２ちゃんねるへの書き込みにより信用毀損・プライバシー侵害の被害を受けたとして、慰謝料の支払いが命じられた。

損害賠償額は100万円となった。

(4) タレント・加護亜依さんの夫への名誉毀損

タレント加護亜依さんの夫が、インターネット上の記事で名誉を傷つけられたとしてサイトを運営する「サイゾー」（東京）などに損害賠償金の支払いを命じた。

問題となったのは、２０１１年１０月に掲載された記事。加護さんの夫が違法カジノに顧客を連れて行き女性芸能人を紹介しながらカジノ事業の出資金を集めたとの内容だった。

木納敏和裁判長は、記事の中で、大手製紙会社の元会長から資金を集めていたとの部分について「真実と認められず、真実と信じる理由もない」と。名誉毀損に当たると判断した。（2013/05/20 ）

損害賠償金は1100万円を求め、判決は20日で110万円の支払いとなった。

(5) ブログ小説で名誉毀損

京都市内のタクシー会社が、運転手にブログ小説で名誉を傷つけられたとして、損害賠償金を求めた。

小説において、会社名や幹部名は仮名だった。しかし、自己紹介で、会社や自分を実名表記していた。

「社内で運転手が飲酒」「幹部が会社の金を横領」と書かれていた。

判決では、男性が主張するだけの事実は認められず、同社を知るものが読めば、事実と思うことが想定される、としている。

しかし、判決後も元運転手は、今後もブログで公表していくとしているので、刑事告発も検討するとしている。

会社側は小説の中止を求めたが、従わない男性を解雇していた。男性の解雇無効の提訴に対し、会社側が反訴していた。（０６年３月１７日記す）

損害賠償金は1100万円を求め、京都地裁は１００万円の支払いを命じた。

(6) 掲示板の書き込みでの名誉毀損

パソコン通信の会員である原告が、その掲示板上に名誉毀損にあたる書込みがあったとしてニフティ、シスオペ、会員にネット上での謝罪広告と慰謝料等を求めた。

判例は一部容認で、損害賠償額はニフティ、シスオペ10万円、会員50万円であった。

(7) ネットオークションでの名誉毀損

ネットオークションでの名誉毀損で、会社員が慰謝料の支払いを命じられた。

詳細は中古車を出品し、引き渡し後に走行メーターを交換している事が発覚した。

いったんは代金の半額を返還する事になったが、その後ネットの評価欄で落札者を「悪い」と評価し、「商品を確認してもらってから取引したのにクレームをつけられた」と虚偽のコメントをしたとの判断であった。

損害賠償額は10万円となった。

(8) ラーメン店チェーン運営会社を誹謗中傷

インターネット上でラーメン店チェーン運営会社を中傷する書き込みをしたとして、名誉棄損罪に問われた会社員（３８）について、最高裁は１５日付で、被告側上告を棄却する決定をした。

損害賠償額は３０万円とした二審の逆転有罪判決が確定する。

このような他人名誉を侵害しないようにするために気をつけることは、SNSなどに投稿する際他人の本名をあげないこと。また、本人だと知られるような情報をインターネット上にあげないことである。店なども同様に場所を特定できる情報などもあげず、他人や店などを誹謗中傷するような言動、なりすましなどを書き込まないことである。

書き込みをする際は誰が見ているかわからないことを心にとどめておく必要がある。

参考文献

　以下に本レポートで参考にした文献をあげる。

　・http://isharyou.hcafe.net/meiyokison.html

　・http://www.cyber-eraser.jp/category/1467828.html

　・http://mitume.my.coocan.jp/meiyokison.html